神奈川県ともいきアドバイザー設置要綱

（目的及び名称）

第１条　県が行う「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた憲章の理念の普及啓発活動への協力、助言を行うことを目的として「神奈川県ともいきアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（委嘱）

第２条　アドバイザーは、第１条に掲げる目的に賛同する団体、法人、個人等のうち、専門的な知識及び経験又は優れた知見を有する者のうちから、知事が選任し、委嘱する。

（任期）

第３条　アドバイザーの任期は、委嘱の日から２年までとする。ただし、再任を妨げない。

（業務）

第４条　アドバイザーは、第１条の目的を達成するために次の業務を行う。

（１）「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて県が実施する各種施策に対する指導・助言

（２）その他、知事が必要と認める事案に関する意見等

（アドバイザー会議）

第５条　県は、アドバイザーの業務を円滑に実施するため、アドバイザーを招集し、神奈川県ともいきアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を年１回以上開催する。

２　県は、アドバイザー会議の開催にあたり、必要な者を出席させることができる。

（役員及び職務）

第６条　アドバイザーに、代表及び副代表を置く。

２　代表は、アドバイザーの互選により決定する。

３　副代表は、代表が指名する。

４　代表は、会務を総括する。

５　副代表は、代表を補佐する。

（名誉顧問等）

第７条　アドバイザーに、名誉最高顧問及び名誉顧問等を置く。

２　名誉最高顧問は、神奈川県知事をもって充てる。

３　名誉顧問は、横浜市長、川崎市長、相模原市長及び神奈川県町村会会長をもって充てる。

（事務局）
第８条　アドバイザー及びアドバイザー会議の事務を処理するため、神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室に事務局を置く。

（報酬）
第９条　報酬は、原則として15,000円とし、会議開催日の翌月に支給する。

（雑則）
第10条　この規約に定めるもののほか、アドバイザー及びアドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規約は、平成29年２月９日から施行する。
附　則
この規約は、平成29年３月30日から施行する。
附　則
この規約は、平成29年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成30年３月27日から施行する。
附　則
この規約は、平成30年３月30日から施行する。
附　則
この規約は、平成30年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成30年７月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成30年７月13日から施行する。
附　則
この規約は、平成31年４月22日から施行する。
附　則
この規約は、令和１年６月１日から施行する。
附　則
この規約は、令和１年８月13日から施行する。
附　則
この規約は、令和２年３月18日から施行する。
附　則
この規約は、令和２年９月15日から施行する。
附　則
この規約は、令和３年６月４日から施行する。
附　則
この規約は、令和４年６月15日から施行する。
附　則

この規約は、令和５年８月８日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年９月４日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年11月４日から施行する。

別表（第２条関係）

神奈川県ともいきアドバイザー　名簿

役職	氏名	所属
代表	篠原　正治	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会顧問
副代表	首藤　健治	神奈川県副知事
アドバイザー	柳瀬　敦	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事
アドバイザー	三枝　茂樹	神奈川県商工会連合会専務理事
アドバイザー	萩原　美由紀	社会福祉法人アール・ド・ヴィーヴル理事長
アドバイザー	鈴木　暢	特定非営利活動法人神奈川セルプセンター会長
アドバイザー	内藤　則義	公益財団法人神奈川県身体障害者連合会会長
アドバイザー	髙野　元	創発計画株式会社代表取締役
アドバイザー	手塚　明美	特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構理事長
名誉最高顧問	黒岩　祐治	神奈川県知事
名誉顧問	原澤　敦美	横浜市長
名誉顧問	福田　紀彦	川崎市長
名誉顧問	本村　賢太郎	相模原市長
名誉顧問	木村　俊雄	神奈川県町村会会長（寒川町長）